

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(案)に対する御意見と県の考え方

(対応案の区分) A: 意見を反映し、案を修正する
 B: 既に案で対応済みとする
 C: 案の修正はしないが、実施段階で参考としていくこととする
 D: 意見を反映しない
 E: その他

No.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
全般				
1	定期的に検証する体制をぜひとってほしい	2	御意見を踏まえ、「DV対策推進庁内会議」において各施策の検証を行う旨明記しました。さらに、庁内外の関係機関による「埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議」においても、本計画の推進状況等に係る意見聴取を行う旨追記しました。	A
基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会のづくりの推進				
2	デートDV防止啓発講座実施校が5校以上となっているが、少な過ぎる。授業として入れられる学校に限度があるなら、生徒会やPTAに呼び掛け、活動に入れてもらい、実績にしたらどうか。	1	事業の実施及び取組状況の把握等において、御意見を参考にさせていただきます。	C
3	DV啓発について「女性に対する暴力をなくす運動」等の期間に合わせて県内の施設のライトアップなど話題を呼び出しを行ったらどうか。	1	効果的な啓発に向けて、御意見を参考にさせていただきます。	C
基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実				
4	市町村職員と県職員が合同で研修を受け、グループ化して意見交換を行い、資質向上はもちろんのこと、日常業務での連携を取りやすい体制をつくることを加えてほしい。資質向上のためというのは、言うまでもない。	1	市町村と県の職員での合同研修の充実とともに、組織や職員間のネットワーク化に取り組んでまいります。	B
5	同性愛者(性的少数者)のDV被害者が増加している。一般同様に相談や支援などを拡げて対策を行ってほしい。	1	御意見を踏まえ、多様な被害者への対応に向けた研修の充実を明記しました。	A
6	民間シェルターは、一時保護後の被害者が次にステップする際のソフトランディングにおいて効果的であることから、積極的な活用を検討を望む。	1	DV被害者の意向や状況を踏まえつつ、一時保護後の滞在先として引き続き民間シェルターを選択肢の一つとしてまいります。	C
7	シェルターからの転宅後の生活再建において有効な母子生活支援施設を活用する計画や仕組みがあってもよい。	1	御意見を踏まえ、一時保護施設退所後の自立への準備期間に滞在する施設については、ステップハウスに限定せず検討することといたしました。	A
8	DV被害者の住所等個人情報の漏えいを防止するため、情報の適切な取扱いについて市町村に対し支援をしてほしい。	2	情報(個人情報)の適切な取扱いに係る研修において、一層の充実を図ってまいります。	B
9	児童福祉施設と婦人保護施策のはざまとなっている18、19歳の女性やDV法の対象となっていない家族からの虐待を受けている人など、制度の狭間にいる被害者に対する積極的な支援を考えてほしい。	1	御意見を踏まえ、支援に対する情報収集に努めるとともに、関係機関との連携を強化して支援を行ってまいります。	C
基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実				
10	DV被害者の住宅確保に関する支援の具体的な施策の検討を速やかに実施していただくことを希望する。	1	県営住宅における抽選優遇制度や埼玉県安心賃貸住宅等登録制度の整備などを図っています。今後とも関係機関への協力要請などを含め対応を進めてまいります。	C
11	ステップハウスのDV被害者には心のケア等が必要である。したがって、婦人保護施設に入所できなかった場合の支援がホームレスと同じ施設等に入る支援とするのは不十分である。	1	DV被害者の支援には民間団体との連携が重要と考えています。したがって、御意見を踏まえ、シェルター運営などに限定せず、支援ができる民間団体と協働して自立支援を図ることを明記しました。	A
用語の解説				
12	ステップハウスはシェルターでの一時保護後よりもシェルターに入所できない被害者を受け入れることが多いことから、実態に合った定義に修正する必要がある	2	御意見を踏まえ、「シェルターでの一時保護の後」を「DVからの避難の後」に修正します。	A